

文教公安常任委員会関係

山形県手数料条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(455)の10 —略—</p> <p>(456) 道路交通 道路使用 <u>2,300円</u> 法第77条第1項 許可申請 の規定に基づく 手数料 道路の使用の許可の申請に対する審査</p> <p>(456)の2～(457)の5 —略—</p> <p>(458) 自動車の 自動車保 <u>2,300円</u> 保管場所の確保 管場所証 等に関する法律 明書交付 (昭和37年法律 等申請手 第145号) 第4条 数料 第1項に規定する自動車の保管場所の確保を証する書面の交付又は同項ただし書に規定する当該書面に相当する通知の申請に対する審査</p> <p>(459) 自動車の <u>保管場所</u> <u>600円</u> <u>保管場所の確保</u> <u>標章交付</u> <u>等に関する法律</u> <u>手数料</u> <u>第6条第1項 (同</u> <u>法第7条第2項</u> <u>(同法第13条第</u> <u>4項及び附則第8</u></p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(455)の10 —略—</p> <p>(456) 道路交通 道路使用 <u>2,400円</u> 法第77条第1項 許可申請 の規定に基づく 手数料 道路の使用の許可の申請に対する審査</p> <p>(456)の2～(457)の5 —略—</p> <p>(458) 自動車の 自動車保 <u>2,500円</u> 保管場所の確保 管場所証 等に関する法律 明書交付 (昭和37年法律 等申請手 第145号) 第4条 数料 第1項に規定する自動車の保管場所の確保を証する書面の交付又は同項ただし書に規定する当該書面に相当する通知の申請に対する審査</p> <p>(459)及び(460) <u>削除</u></p>

項において準用
する場合を
含む。）、第13条
第4項及び附則
第8項において
準用する場合を
含む。）の規定
に基づく保管場
所標章の交付

(460) 自動車の 保管場所 600円

保管場所の確保 標章再交
等に関する法律 付手数料
第6条第3項（同
法第7条第2項
（同法第13条第
4項及び附則第8
項において準用
する場合を
含む。）、第13条
第4項及び附則
第8項において
準用する場合を
含む。）の規定
に基づく保管場
所標章の再交付

(461)～(478) 一略一

(461)～(478) 一略一

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対応表

現 行										改 正 案												
別表										別表												
区分	教員	養護	栄養	宿舎	実習	事務	技術	その他		計	区分	教員	養護	栄養	宿舎	実習	事務	技術	その他		計	
		教員	教諭	指導員	助手	職員	職員	の職員	教員				教諭	指導員	助手	職員	職員	の職員				
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
市町村立 学校	5,605	319	64			344			10	6,342	市町村立 学校	5,583	317	64			343		10	6,317		
県立学 校	24	2				2			3	31	県立学 校	29	2			2			3	36		
県立特別 支援学校	823	26		69	24	50			65	1,057	県立特別 支援学校	825	26		75	24	50		65	1,065		
県立高等 学校	1,697	53			143	150	14	111		2,168	県立高等 学校	1,659	52			141	146	13	109	2,120		

山形県青少年教育施設条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行		改 正 案			
別表		別表			
1 宿泊を伴う利用に係る使用料		1 宿泊を伴う利用に係る使用料			
区分	使用料の額 (1人1泊 当たり)	区分	使用料の額 (1人1泊 当たり)		
学齢に達しない者、 <u>小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者（以下「小中学生等」という。）</u> 、 <u>小中学生等を引率し、指導するため利用する者及び教育委員会が主催して行う団体宿泊訓練等に参加する者</u>	無料	学齢に達しない者及び教育委員会が主催して行う団体宿泊訓練等に参加する者並びに小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者（以下「小中学生等」という。）及び学齢に達しない者又は小中学生等を引率し、指導するため利用する者（これらの者のうち県内に住所を有する者に限る。）	無料		
高等学校の生徒又はこれに準ずる者（以下「高校生等」という。）及び社会教育関係者	390円	高等学校の生徒又はこれに準ずる者（以下「高校生等」という。） <u>、県外に住所を有する小中学生等及び県内に住所を有する社会教育関係者</u>	490円		
大学の学生又はこれに準ずる者（以下「大学生等」という。） <u>、高校生等又は大学生等を引率し、指導するため利用する者及び小中学生等、高校生等又は大学生等に同伴して利用する者</u>	630円	大学の学生又はこれに準ずる者（以下「大学生等」という。）並びに高校生等又は大学生等を引率し、指導するため利用する者及び学齢に達しない者、小中学生等、高校生等又は大学生等に同伴して利用する者（これらの者のうち県内に住所を有する者に限る。）	790円		
その他の者	1,120円	その他の者	1,410円		
2 宿泊を伴わない利用に係る使用料		2 宿泊を伴わない利用に係る使用料			
区分	使用料の額 (1室1日 当たり)	区分	使用料の額 (1室1日当 たり)		
青少年教育施設 の名称	施設	青少年教育施設 の名称	施設		
山形県青年の家	研修室	200円	山形県青年の家	研修室	240円
	大研修室	640円		大研修室	770円
	食堂	640円		食堂	770円
	体育館	2,570円		体育館	3,310円
山形県朝日少年 自然の家	和室	200円	山形県朝日少年 自然の家	和室	240円
	集会室	640円		集会室	770円
	食堂	640円		食堂	770円

	体育館	2,570円
山形県金峰少年 自然の家	和室	200円
	会議室	200円
	研修室	640円
	食堂	640円
	体育館	2,570円
山形県金峰少年 自然の家海浜自 然の家	研修室	200円
	大研修室	640円
	食堂	640円
	体育館	2,570円
山形県飯豊少年 自然の家	研修室	200円
	食堂	640円
	チャレンジ 広場	640円
	どろんこ広 場	1,330円
山形県神室少年 自然の家	和室（16 畳）	200円
	和室（20 畳）	200円
	和室（40 畳）	200円
	和室（60 畳）	640円
	第1研修室	640円
	第2研修室	200円
	食堂	200円
	プレイルー ム	1,330円

備考

- 1 宿泊を伴う利用をする者が利用の許可を受けた期間中に第2項の表に掲げる施設を利用する場合における当該利用に係る使用料は、無料とする。
- 2 次に掲げる者が宿泊を伴わない利用をする場合の使用料は、無料とする。
 - (1)及び(2) 一略一
 - (3) 小中学生等又は高校生等を引率し、指導するため利用する者
 - (4) 小中学生等又は高校生等に同伴して

	体育館	3,310円
山形県金峰少年 自然の家	和室	240円
	会議室	240円
	研修室	770円
	食堂	770円
	体育館	3,310円
山形県金峰少年 自然の家海浜自 然の家	研修室	240円
	大研修室	770円
	食堂	770円
	体育館	3,310円
山形県飯豊少年 自然の家	研修室	240円
	食堂	770円
	チャレンジ 広場	770円
	どろんこ広 場	1,680円
山形県神室少年 自然の家	和室（16 畳）	240円
	和室（20 畳）	240円
	和室（40 畳）	240円
	和室（60 畳）	770円
	第1研修室	770円
	第2研修室	240円
	食堂	240円
	プレイルー ム	1,680円

備考

- 1 宿泊を伴う利用をする者が利用の許可を受けた期間中に第2項の表に掲げる施設を利用する場合における当該利用に係る使用料は、県外に住所を有する者のみが利用する場合を除き、無料とする。
- 2 次に掲げる者が宿泊を伴わない利用をする場合の使用料は、県外に住所を有する者のみが利用する場合を除き、無料とする。
 - (1) 学齢に達しない者
 - (2)及び(3) 一略一
 - (4) 学齢に達しない者、小中学生等又は高校生等を引率し、指導するため利用する者
 - (5) 学齢に達しない者、小中学生等又は

利用する者
(5) ー略ー
3 ー略ー

高校生等に同伴して利用する者
(6) ー略ー
3 ー略ー

山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行				改 正 案					
別表				別表					
1 施設				1 施設					
名称		金額			名称		金額		
		午前 9 時から午後 0 時 30 分までの間	午後 1 時から午後 5 時までの間	午後 5 時 30 分から午後 9 時までの間			午前 9 時から午後 0 時 30 分までの間	午後 1 時から午後 5 時までの間	午後 5 時 30 分から午後 9 時までの間
センター（山形県緑町庭園文化学習施設を除く。）	ホール	6,270円	8,960円	9,400円	センター（山形県緑町庭園文化学習施設を除く。）	ホール	6,800円	9,720円	10,200円
	第 1 研修室	2,670円	3,820円	4,010円	第 1 研修室	2,850円	4,080円	4,280円	
	第 2 研修室	1,470円	2,110円	2,210円	第 2 研修室	1,590円	2,280円	2,390円	
	第 3 研修室	1,420円	2,030円	2,130円	第 3 研修室	1,540円	2,200円	2,310円	
	第 4 研修室	800円	1,150円	1,200円	第 4 研修室	860円	1,240円	1,300円	
	第 5 研修室	520円	750円	780円	第 5 研修室	560円	800円	840円	
	第 6 研修室	510円	740円	770円	第 6 研修室	560円	800円	840円	
和室研修室	1,190円	1,700円	1,780円	和室研修室	1,280円	1,830円	1,920円		
センター（山形県緑町庭園文化学習施設に限る。）	多目的ホール	1,220円	1,750円	1,830円	センター（山形県緑町庭園文化学習施設に限る。）	多目的ホール	1,280円	1,840円	1,930円
	分館和室研修室	1,170円	1,680円	1,760円		分館和室研修室	1,260円	1,810円	1,900円
2 附属設備				2 附属設備					
種別	単位	金額		種別	単位	金額			
舞台設備	午前 9 時から午後 0 時 30 分までの間、午後 1 時から午後 5 時までの間及び午後 5 時 30 分から午後 9 時までの間の各 1 回当たり	3,410円	1,040円	舞台設備	午前 9 時から午後 0 時 30 分までの間、午後 1 時から午後 5 時までの間及び午後 5 時 30 分から午後 9 時までの間の各 1 回当たり	3,410円	1,040円		
舞台照明設備		2,110円		舞台照明設備		2,110円			
視聴覚設備		14,700円		視聴覚設備		14,700円			
同時通訳設備				同時通訳設備					

展示設備	200円
------	------

3 駐車場

—略—

備考

1～4 —略—

5 ホールの使用に当たり冷暖房を使用する場合は、この表に掲げる額に1時間当たり660円を、第1研修室の使用に当たり冷暖房を使用する場合は、この表に掲げる額に1時間当たり260円を加算した額とする。

展示設備	200円
------	------

3 駐車場

—略—

備考

1～4 —略—

5 ホールの使用に当たり冷暖房を使用する場合は、この表に掲げる額に1時間当たり710円を、第1研修室の使用に当たり冷暖房を使用する場合は、この表に掲げる額に1時間当たり270円を加算した額とする。

刑法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表

第1条関係（集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
第5条 第2条の規定による許可申請書に虚偽の事実を記載してこれを提出した主催者及び第1条の規定、第2条の規定による記載事項、第3条第1項ただし書の規定による条件、又は同条第3項の規定に違反して行われた集会、集団行進又は集団示威運動の主催者、指導者又はせん動者は、これを1年以下の懲役若しくは禁錮又は30万円以下の罰金に処する。	第5条 第2条の規定による許可申請書に虚偽の事実を記載してこれを提出した主催者及び第1条の規定、第2条の規定による記載事項、第3条第1項ただし書の規定による条件、又は同条第3項の規定に違反して行われた集会、集団行進又は集団示威運動の主催者、指導者又はせん動者は、これを1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

第2条関係（山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(退職手当の支払の差止め)	(退職手当の支払の差止め)
第14条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。	第14条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。
(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。	(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
(2) 一略一	(2) 一略一
2～4 一略一	2～4 一略一
5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。	5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
(1) 一略一	(1) 一略一
(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪	(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無

の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) 一略一

6～10 一略一

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第15条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、非違等の事情及び第13条第1項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)及び(3) 一略一

2～6 一略一

(退職をした者の退職手当の返納)

第16条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、非違等の事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第11条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第18条において「失業手当受給可能者」という。))であつた場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第18条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) 一略一

6～10 一略一

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第15条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、非違等の事情及び第13条第1項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)及び(3) 一略一

2～6 一略一

(退職をした者の退職手当の返納)

第16条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、非違等の事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第11条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第18条において「失業手当受給可能者」という。))であつた場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第18条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

<p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)及び(3) 一略一</p> <p>2～6 一略一</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第18条 一略一</p> <p>2及び3 一略一</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 一略一</p>	<p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)及び(3) 一略一</p> <p>2～6 一略一</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第18条 一略一</p> <p>2及び3 一略一</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 一略一</p>
---	--

第3条関係（山形県県税条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(帳簿記載等義務違反に関する罪)</p> <p>第99条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は5万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)及び(2) 一略一</p> <p>2 一略一</p>	<p>(帳簿記載等義務違反に関する罪)</p> <p>第99条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は5万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)及び(2) 一略一</p> <p>2 一略一</p>

第4条関係（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の分限に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(失職の例外)</p> <p>第7条 任命権者は、<u>禁こ</u>以上の刑に処せられた学校職員のうち、その刑に係る罪が公務執行中のものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により特に必要と認めるときは、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 一略一</p>	<p>(失職の例外)</p> <p>第7条 任命権者は、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた学校職員のうち、その刑に係る罪が公務執行中のものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により特に必要と認めるときは、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 一略一</p>

第5条関係（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)及び(2) 一略一</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員等（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p>	<p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)及び(2) 一略一</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員等（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p>
<p>第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員等で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 一略一</p>	<p>第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員等で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 一略一</p>
<p>2 一略一</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止</p>	<p>2 一略一</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止</p>

処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合 (2)及び(3) 一略一 4～6 一略一	処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合 (2)及び(3) 一略一 4～6 一略一
---	--

第6条関係（山形県立自然公園条例の一部改正）

現 行	改 正 案
第26条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2) 一略一	第1条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2) 一略一
第27条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 一略一	第2条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 一略一

第7条関係（職員の分限に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(失職の例外) 第7条 任命権者は、禁こ以上の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が公務執行中のものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により特に必要と認めるときは、その職を失わないものとするができる。 2 一略一	(失職の例外) 第7条 任命権者は、拘禁刑以上の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が公務執行中のものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により特に必要と認めるときは、その職を失わないものとするができる。 2 一略一

第8条関係（山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

現 行	改 正 案
第15条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる職員にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)及び(2) 一略一 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの (4) 管理者が定めるところにより期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁	第15条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる職員にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)及び(2) 一略一 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの (4) 管理者が定めるところにより期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘

鋼以上の刑に処せられたもの

禁刑以上の刑に処せられたもの

第9条関係（山形県生活環境の保全等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
第38条 第9条第1項、第13条第1項、第13条の2第2項、第20条又は第28条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 2及び3 一略一	第38条 第9条第1項、第13条第1項、第13条の2第2項、第20条又は第28条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 2及び3 一略一

第10条関係（山形県自然環境保全条例の一部改正）

現 行	改 正 案
第33条 第13条又は第14条の9の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	第1条 第13条又は第14条の9の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2) 一略一	第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2) 一略一

第11条関係（山形県屋外広告物条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(罰則) 第25条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 一略一	(罰則) 第25条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 一略一

第12条関係（山形県青少年健全育成条例の一部改正）

現 行	改 正 案
第27条 第13条第1項又は第2項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2) 一略一 3～6 一略一	第27条 第13条第1項又は第2項の規定に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2) 一略一 3～6 一略一

第13条関係（山形県心身障がい者扶養共済制度条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(年金の支給停止) 第12条 第10条第1項の規定により年金を支給される心身障がい者（以下「年金受給権者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するとき	(年金の支給停止) 第12条 第10条第1項の規定により年金を支給される心身障がい者（以下「年金受給権者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するとき

は、その該当する期間、年金の支給を停止する。	は、その該当する期間、年金の支給を停止する。
(1) 一略一	(1) 一略一
(2) <u>懲役又は禁錮</u> の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。	(2) <u>拘禁刑</u> に処せられ、刑の執行を受けているとき。
(3) 一略一	(3) 一略一

第14条関係（拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(罰則) 第11条 第4条第1項の規定による警察官の命令又は同条第2項の規定による警察署長の命令に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は20万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第11条 第4条第1項の規定による警察官の命令又は同条第2項の規定による警察署長の命令に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は20万円以下の罰金に処する。
2 一略一	2 一略一

第15条関係（山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

現 行	改 正 案
第19条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。	第19条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。
(1)及び(2) 一略一	(1)及び(2) 一略一
(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの	(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたもの
(4) 管理者が定めるところにより期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの	(4) 管理者が定めるところにより期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたもの

第16条関係（砂防法施行条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(罰則) 第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は2万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は2万円以下の罰金に処する。
(1)～(5) 一略一	(1)～(5) 一略一

第17条関係（山形県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

現 行	改 正 案
-----	-------

<p>(罰則)</p> <p>第12条 第5条第3項の規定に反して秘密を洩らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第12条 第5条第3項の規定に反して秘密を洩らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p>
--	---

第18条関係 (山形県統計調査条例の一部改正)

現 行	改 正 案
<p>(罰則)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)及び(2) 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>第18条 第15条第1項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)及び(2) 一略一</p>	<p>(罰則)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)及び(2) 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>第18条 第15条第1項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)及び(2) 一略一</p>

第19条関係 (山形県暴力団排除条例の一部改正)

現 行	改 正 案
<p>第23条 第11条の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第23条 第11条の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p>

第20条関係 (山形県迷惑行為防止条例の一部改正)

現 行	改 正 案
<p>(罰則)</p> <p>第10条 第3条第1項第2号、第2項第1号又は第3項第1号の規定に違反して撮影した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)及び(2) 一略一</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、1年</p>	<p>(罰則)</p> <p>第10条 第3条第1項第2号、第2項第1号又は第3項第1号の規定に違反して撮影した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)及び(2) 一略一</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、1年</p>

以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
第12条 一略一	第12条 一略一
2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
第13条 一略一	第13条 一略一
2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第21条関係（行政不服審査法施行条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(罰則)	(罰則)
第15条 第9条の規定に反して秘密を洩らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第15条 第9条の規定に反して秘密を洩らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第22条関係（山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(罰則)	(罰則)
第24条 第19条の規定による命令（第18条第1項第1号又は第2号に係るものに限る。）に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	第24条 第19条の規定による命令（第18条第1項第1号又は第2号に係るものに限る。）に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
(1)及び(2) 一略一	(1)及び(2) 一略一
第26条 第16条の規定（同条第3号又は第4号の規定に係るものに限る。）に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。	第26条 第16条の規定（同条第3号又は第4号の規定に係るものに限る。）に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

第23条関係（山形県公文書等の管理に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
第42条 第32条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第42条 第32条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。